平成一一年(ネ)第五三四二号実用新案権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成七年(ワ)第九二一六号)(平成一二年一一月一五日口頭弁論終結)

判 決 控訴人 株式会社シマノ 右代表者代表取締役 [A] 右訴訟代理人弁護士 上 邦五郎 杉 本 進 同 介 同 富 永 博 之 茂 雄 右補佐人弁理士 小 林 平 井 真以子 同 ダイワ精工株式会社 被控訴人 [B] 右代表者代表取締役 右訴訟代理人弁護士 山 根 近 健 太 藤 原 Ш 邦 章 同 場 美友紀 的 右訴訟復代理人弁護士 右補佐人弁理士 鈴 江 彦 坪 井 淳 同 中 村 誠 同 噟 同 取 政 信

文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた裁判

控訴人

原判決を取り消す。 1

被控訴人は、控訴人に対し、金一億九〇七九万六四〇〇円及び内金七二〇 万円に対する平成七年五月二一日から、内金一億八三五九万六四〇〇円に対する平成九年三月一二日から、それぞれ支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

4 仮執行の宣言

被控訴人

主文と同旨

事案の概要

本件の事案の概要、争いがない事実及び争点に関する当事者双方の主張は、 次のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要し (その引用に係る原判決別紙登録実用新案公報及び同物件目録(一)ないし(七)を含 む。)のとおりであるから、これを引用する。

控訴人の主張

原判決の認定判断の誤り

原判決は、「本件考案は、軸芯に直交する方向視で、揺動アーム、糸 案内部等の部材の重量によって生じる回転時のアンバランスに対して、専ら、『第 1バランサ』及び『第2バランサ』の、実用新案登録請求の範囲の記載どおりの合理的な配置によって解消しようとするものであるから、本件考案の構成要件 I にお ける『第1バランサ』及び構成要件」における『第2バランサ』は、相互の合理的 な配置によって回転時のアンバランスを抑えるための重りを指すというべきであっ て、他のアンバランス解消手段と組み合せた場合の重りを含まないと解すべきであ る。」(原判決二七頁一〇行目から二八頁六行目まで)とした上で、「回転時のア る。」(はればして、「国報時のケンバランスを解消するために、『重りA』、『重りB』、『重りD』の配置を工夫することによって解消する手段、及び、一対のアーム部を軸芯方向視で非対称位置に配置することによって解消する手段の両者を、複合的に組み合せた」(同三〇頁三行目から六行目まで)被控訴人各物件における「『重りA』及び『重りB』は、 いずれも、それぞれ構成要件Iの『第1バランサ』及び構成要件Jの『第2バラン サ』に該当しない」(同三一頁三行目から四行目まで)と判断した。

しかしながら、本件考案の構成要件Ⅰ、Jにおける「第1バランサ」及 び「第2バランサ」が他のアンバランス解消手段と組み合せた場合の重りを含まな いとする原判決の限定解釈は、以下のとおり誤りであって、このような構成要件の 解釈に基づいて、被控訴人各物件における「重りA」及び「重りB」が、それぞれ構成要件Iの「第1バランサ」及び構成要件Jの「第2バランサ」に該当しないとした判断も誤りである。

しかしながら、本件考案は、従来の「軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られる」ための何らかのバランス手段が用いられているものであっても、軸芯に直交する方向視での重量のバランスが図られていないので、それに加えて、さらに「軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図る」ために第1バランサと第2バランサを設けるものであり、これらのバランス手段が組み合わされて回転時のアンバランスを解消しようとするものである。

のアンバランスを解消しようとするものである。 すなわち、本件考案は、スピニングリールにおいて、一つの不釣合要素 (軸芯に沿う方向視のみのアンバランスを抑えるために重りを用い、あるいはオフロータのリール本体側で、糸巻取姿勢のベールが位置する側の全成重心が位置する側の一の合成重心を開い、第1バランサを置くことにより糸巻取姿勢のベールが位置する側の合成重心をリール本体側に偏位させ、第1バランサより前方側で糸解放姿勢のベールが位置するように第2バランサを置くことにより、軸芯に沿う方向視でが向に重心が位置するように第2バランサを置くことにより、軸芯に沿う方向視での距離的ギャップが少なくなることにより、軸芯に直交する方向視においてもバランスが取れるようにしたものである。

したがって、本件考案は、単に軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消を図って、重りを用い、あるいはオフセット配置したものとは、次元の異なるアンバランス解消手段である。そして、単に軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消を図って、重りを用い、あるいはオフセット配置しただけのものに、本件考案の構成に示された二つのバランサを配置して軸芯に直交する方向視をも含めたバランスを図ったものは、これら従来のアンバランス解消手段とは根本的に技術思想が異なる本件考案のアンバランス解消手段であるというべきである。

そうすると、これらのアンバランス解消手段を同じ次元でとらえ、本件考案が、「第1バランサ」と「第2バランサ」相互の合理的な配置のみによってアンバランスを解消しようとするものであるから、アンバランスを第1バランサ(重りA)、第2バランサ(重りB)のほか、重りDを配置することによって解消する手段、及びオフセット配置によって解消する手段の両者を組み合せた被控訴人各物件が、本件考案の技術的範囲に属さないとした原判決の誤りは明らかである。

(三) 原判決は、右(一)の構成要件の解釈の根拠として、本件明細書(甲二)の考案の詳細な説明の【考案が解決しようとする課題】欄の「スピニングリールは、比較的小さい重量ながらベールを備えている。このため、従来から、ベール重量も含めたアンバランスを解消するようにバランサを配置したり、あるいは1対のアーム部それぞれの相対位置を設定すること(軸芯方向視でアーム部それぞれを非対称位置に配置)等が行われている」(0006欄)との記載に基づき、「右記載によれば、軸芯方向視で、一対のアーム部を非対称位置に配置すること、すなわ

ちアーム部をオフセット配置することが、従来行われていたアンバランス解消方法の一つとして取り上げられ、そうすると、アーム部をオフセット配置することは、本件考案における技術思想とは別個のアンバランス解消方法として捉えられていると解するのが相当である」(原判決二五頁——行目から二六頁五行目まで)と判断した。

(四) 原判決は、右(一)の構成要件の解釈の根拠として、さらに、「本件明細書に記載されている唯一の実施例には、『第1バランサ10の重心位置はW1である。又、ベール3、揺動アーム8及びラインローラ9の重量に起因する合成重心位置はWxとなる。そこで、合成重心位置Wxに対し、回転軸芯Xを挟んで対向する位置、すなわちロータの前壁4aに、ベール3、揺動アーム8、ラインローラ9及び第1バランサ10のロータ回転時の遠心力を相殺する重量の第2バランサ11(重心位置W2)が設けられている。』・・・との構造が示され、専ら、第1バランサ及び第2バランサの合理的な配置によって、ベール、揺動アーム及びラインローラの重量に起因するアンバランスを解消しようとする技術思想が開示されている」(原判決二六頁六行目から二七頁四行目まで)と認定判断した。

しかしながら、本件実用新案の登録無効審判の不成立審決に対する審決 取消訴訟(当庁平成九年(行ケ)第二九六号)の判決(甲二四、以下「審決取消訴 訟判決」という。)が判示するとおり、本件考案は、本件明細書記載の実施例に限 定されるものではなく、スピニングリールでアンバランスのあるものにつき、回転 軸芯を挟んで対向する位置に二つのバランスを配置して回転時のアンバランスを抑 えるものであって、本件考案の構成を有するものは、本件考案の技術思想を用いて いるということができる。したがって、原判決の右認定判断も誤りである。

殊に、本件明細書記載の実施例のように、ベール等、不釣合い要素の合

成重心が糸巻取り姿勢のベールが位置する側に偏っている場合、その反対側である 糸解放姿勢のベールが位置する側にまず重りを置いてバランスを図ろうとするのが 通常であるが、本件考案は、不釣合い要素の合成重心が偏っている側である糸巻取 り姿勢のベールが位置する側にまず第1バランサを配置し、不釣合いの要素の合成 重心をいったんリール本体側に下げ、その結果それに対向する第2バランサをリー ル内に容易に置けるようにしたものであり、このような発想は、剛体回転子理論を 知っていたからといって当然に生ずるものではない。

また、被控訴人は、本件考案の構成要件Cの「回転軸を挟むように対して配置された第1アーム部及び第2アーム部」は、第1アーム部及び第2であるものであるものであるものであるものであるものであるものではが、なり、対していると主張するが、本件明細さくないであるととを決していると主張が、本件明細さくなが、で対しているとはではが、で対しての重要がであるとはではない。を決してのが、ではないのではない。を決しているとはであったとは、「中二四)においても、「中二四)においても、「中二四)においても、「中二四)においても、「中二四)においては一旦ではない。を決しているは、本件ではない。本件であるにはいるにはいるにはいるにであることを説示するためであるととはいるにであるに、「回転時にといる。」が、一般に回転時にアンバランスが生じるスピーンがリールの基本構成を規定しているにすぎないが生じるスピーンがリールの基本構成を規定している。と判断している。

さらに、被控訴人は、軸芯に沿う方向視で一定の厚み(長さ)を有する回転体であるロータについて、軸芯に直交する方向視でのバランスを全く考慮することなく、揺動アーム等に起因するアンバランス要素の解消を図ろうとすること自体が、当業者の技術常識に反するとも主張するが、少なくとも本件考案の出願前には、意識的に軸芯に直交する方向視でのバランスを図ろうとしたものはなかったのである。

## 2 均等の主張(予備的主張)

仮に、原判決の判示のとおり、本件考案における「第1バランサ」及び「第2バランサ」が、構成要件上、他のアンバランス解消手段を複合的に組み合わせたものを含まず、したがって、文言上、本件考案における「第1バランサ」及び「第2バランサ」の構成が、それぞれ被控訴人各物件の「重りA」及び「重りB」と異なるとしても、次のとおり、被控訴人各物件の「重りA」及び「重りB」は、それぞれ本件考案の「第1バランサ」及び「第2バランサ」の構成と均等なものとして、被控訴人各物件は、本件考案の技術的範囲に属するものである。

## (一) 異なる部分の非本質性

本件考案における「第1バランサ」及び「第2バランサ」が、構成要件上、他のアンバランス解消手段を複合的に組み合わせたものを含まないとする原判決に従えば、本件考案の構成要件I、Jは、正確には、次のように表されることになる。

(構成要件 I)

I 1 前記ロータの前記リール本体側で、糸巻き取り姿勢のベールが位置するように配置された重り1と、

I 2 前記重り1は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていないものであり、

(構成要件 J)

J1 前記重り1より前方側で、糸解放姿勢のベールが位置する側に重心が位置するように配置された重り2と、 J2 前記重り2は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされ

J2 前記重り2は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされ ていないものである

そして、本件考案は、構成要件I2、J2の各構成を有する点において、被控訴人各物件と異なるものである。

ところで、実用新案登録された考案の本質的部分とは、実用新案登録請求の範囲に記載された考案の構成のうちで、当該考案特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的部分、すなわち、右部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該考案の技術思想とは別個のものと評価されるような部分をいい、その判断に当たっては、単に実用新案登録請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、当該考案を先行技術と対比して、課題の解決手段における特徴的原理を確定した上で、対象製品の備える解決手段が当該考案における解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するか否かという点から判断すべきである。

そして、本件考案は、スピニングリールの振動を重要な問題としてとらえ、従来の単に軸芯に沿う方向視のみならず、軸芯に直交する方向視でのときるものであるから、本件考案の本質的部分は、このような課題を解決するとするものであるから、本件考案の本質的部分は、このような課題を解決する側に、「前記ロータの前記リール本体側で、糸巻き取り姿勢のベールが位置する側に重心が位置するように配置された重り1」(構成要件I1)及び「前記重り1は重り2」(構成要件J1)との構成を採用した点にあることは明らかである。り2」(構成のうちで、被控訴人各物件と異なる点である「前記重り1は、本件考案の構成のうちで、被控訴人各物件と異なる点である「前記重り1は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていないものであり」(構成要件J2)及び「前記重り2は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていないものである」(構成要件J2)との構成は、本件考案において非本質的部分である。

(二) 置換可能性

被控訴人各物件は、軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消手段の一つであるオフセット配置に、軸芯に直交する方向視をも含めたアンバランスを解消する目的で、本件考案の独特の配置の構成を満たす重りA及び重りBを更に加えたものであるから、被控訴人各物件の構成e及びfは、正確には、次のように表されることになる(被控訴人各物件のうち、へ号物件及びト号物件については、構成eの「重りB及びC」を一括して「重りB」とする。)。

(構成 e)

- e 1 前記ロータの本体前壁のベール糸解放姿勢側に位置する周縁部(各物件目録添付第4図x線上、3時の位置を0度として、所定の角度の範囲内)に配置された円弧状の重りbと、
- e 2 前記重りbは、オフセットによるアンバランス解消手段と組み合わせたものであり、

(構成 f)

f 1 前記ロータの本体後端部内周縁に設けられた溝のベール糸巻取姿勢側に位置する溝内(各物件目録添付第4図x線上、3時の位置を0度として、所定の角度の範囲内)に配置された円弧状の重りaと

f 2 前記重りaは、オフセットによるアンバランス解消手段と組み合わせたものである

すなわち、被控訴人各物件の構成は、本件考案の構成要件(右(一)のように、原判決の判示に従って正確に表したもの)のI2、J2をそれぞれe2、f2に置き換えたものである。そして、この置換えによっても、重りA(重りa)は糸巻取り姿勢のベールが位置する側に配置されているので、ベール及び一対のアーム部に設けられた各部材と重りA(重りa)との合成重心がリール本体側に偏位し、このため、重りB(重りb)を重りA(重りa)と逆側の糸解放姿勢のベールが位置する側に設けることができ、軸芯に直交する方向視をも含めたアンバランス

をも解消して、全体としてより完全なバランスの取れたスピニングリールとするという、本件考案と全く同一の作用効果を奏することができ、本件考案の解決しようとした課題を解決し得るものである。したがって、置換可能性があることは明白である。

(三) 置換容易性

軸芯に直交する方向視をも含めたアンバランスを解消するために、二つのバランサが独特の配置を取る構成を採用した本件考案の存在を前提とすれば、従来の軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消手段の一つにすぎないオフセット配置をさせたスピニングリールを基に、本件考案の構成要件(右(一)のように、原判決の判示に従って正確に表したもの)の I 2、 J 2をそれぞれ被控訴人各物件の構成 e 2、 f 2に置き換えたとしても、本件考案の解決しようとした課題を解決し得ることに想到することは、当業者であれば容易である。

(四) したがって、被控訴人各物件は、実用新案登録請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、本件考案の技術的範囲に属するものである。

ニ 被控訴人の主張

1 控訴人の主張1に対する反論

(一) 控訴人の主張は、本件考案が、「従来の軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られるための何らかのバランス手段が用いられているものであっても、軸芯に直交する方向視での重量のバランスが図られていないので、それに加えて、さらに軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図るために第1バランサと第2バランサを設けるもの」であることを前提とするものであるが、以下のとおり、この前提自体が誤りである。

すなわち、審決取消訴訟判決(甲二四)が「本件考案は、スピニングリ 一ルにおいて、一つの不釣合要素に対して回転軸芯を挟んで対向する位置に二つの バランス要素を分散配置することで、従来のスピニングリールにおける回転時のア ンバランスを抑えることを課題に本件考案の構成を要旨とするものであって」(三 一頁一行目から五行目まで)、「本件考案は、スピニングリールの構造に起因して 揺動アーム等による重心Wpが糸巻き取り姿勢のベールが位置する側でロータの前 活動が一ム等による重心Wpが示をさ取り妥当のペールが位置する例でロータの削 方に位置することに対して、この重心Wpと同じ側でロータのリール本体側に重心 W1が位置するように第1バランサを配置することで、揺動アーム等による重心W pを含む合成重心W×がロータの前方側とリール本体側との中間位置に偏位するようにするから、この合成重心W×に対して、糸解放姿勢のベールが位置する側に、 すなわち、回転軸芯を挟んで対向する側に重心W2が位置するように第2次ランサ を配置することに技術的意義があるということができる。そして、本件考案は、第 1、第2バランサを考案の要旨に記載の所要の位置に配置することで、軸芯に沿う方向視における重量バランスが改善されるという作用効果を奏するとともに、軸芯 に直交する方向視における重心の軸方向での距離的ギャップが少なくなることで、 回転時のアンバランスが抑えられるという作用効果を奏することが明らかである」 (二八頁一九行目から二九頁一二行目まで)と判示するとおり、本件考案の技術思 想は、揺動アーム等に起因する回転時のアンバランスに対し、ロータの本体側で糸 巻取り姿勢のベールが位置する側に第1バランサを配置し、ベール等の重量及び第 を取り要等のペールが位置する関に第「ハッシッと配置し、、 ルマの主星なられ 1バランサの合成重心と回転軸芯を挟んで対向する位置に第2バランサを配置する ことによって、動バランスを図るというものである(なお、原告は、審決取消訴訟 判決が判示する「一つの不釣合要素」が、軸芯に沿う方向視のみのアンバランスを 抑えるために重りを用い、あるいはオフセット配置するものも含むとするが、審決 取消訴訟判決において、当該「一つの不釣合要素」が、「揺動アーム等による重心 Wp」を指していることは、文脈上明白である。)

WP」を用していることは、XMILIN口でのる。)。 そうすると、本件考案は、軸芯に直交する方向視での重量のバランスの みならず、軸芯に沿う方向視での重量のバランスも同時に図られているもの、すな わち、両方向視においてバランスを図るという完結したものであることは明らかで ある。

このことは、本件明細書(甲二)に、従来技術である「軸芯に沿う方向 視での重量のバランスを図る」手段と、「軸芯に直交する方向視での重量のバラン スを図る」手段である本件考案を組み合わせることについて、何ら記載されていな いのみならず、【考案の効果】として、「第1及び第2バランサを設けているの で、リールを前方から平面的に見た場合の重量バランスが良好になるとともに、回 転軸芯を挟んで対向する側のそれぞれの重心の軸方向での距離的ギャップが少なく なり、回転時のアンバランスが抑えられ円滑な巻き取り操作が行える」(0015 欄)と記載され、第 1 バランサと第 2 バランサによって、軸芯に沿う方向視のバランス(リールを前方から平面的に見た場合の重量バランス)を図ることができるとともに、軸芯に直交する方向視の両方のバランスを図ることができる(回転軸芯を挟んで対向する側のそれぞれの重心の軸方向での距離的ギャップが少なくなる)としていることからしても明白である。

このように、本件考案が、揺動アーム等に起因するアンバランスに対し、両方向視においてバランスを図るという完結したバランス手段である以上、このアンバランスを解消するために他のバランス手段と組み合わせることを想定することは、技術的に無意味であって、これを排除していることは当然である。

ことは、技術的に無意味であって、これを排除していることは当然である。したがって、本件考案が、「軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られる」ための何らかのバランス手段が用いられているものであっても、それに加えて、さらに「軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図る」ために第1バランサと第2バランサを設けるものであるとする控訴人の主張は明らかに失当である。原判決が、「本件考案は、軸芯に直交する方向視で、揺動アーム、糸案内部等の部材の重量によって生じる回転時のアンバランスに対して、専ら、『第1バランサ』及び『第2バランサ』の実用新案登録請求の範囲の記載どおりの合理的な配置によって解消しようとするものである」と判断したことに何らの誤りもない。

(二) 控訴人は、オフセット配置する方法で軸芯に沿う方向視での重量のバランスを図っているものについて、「軸芯と直交する方向視での重量のバランスを図る」ために、さらに第1バランサと第2バランサを配置したものも、本件考案の技術思想を用いているとも主張するが、この主張は、右(一)で述べた誤りを含むほか、さらに、次の各点でも誤っている。

か、さらに、次の各点でも誤っている。 すなわち、本件考案は「前記リール本体の前部に回転自在に支持され、 回転軸を挟むように対向して配置された第1アーム部及び第2アーム部」(構成要件C)の構成を備えるものであるが、「回転軸を挟むように対向して配置された第 1アーム部及び第2アーム部」とは、第1アーム部及び第2アーム部の各重心が、 回転軸芯に対し、線対称の位置にあることを意味するものである。 このことは、本件明細書(甲二)の「この第1バランサ10の重心位置は

このことは、本件明細書(甲二)の「この第1バランサ10の重心位置はW1である。また、ベール3、揺動アーム8及びラインローラ9の重量に起因する合成重心位置はWpであり、これらと第1バランサ10との合成重心位置はWxとなる。そこで、合成重心位置Wxに対し、回転軸芯Xを挟んで対向する位置、すなランサ10のロータ回転時の遠心力を相殺する重量の第2バランサ11(重心位置W2)が設けられている」(0013欄)との記載における「回転軸芯Xを挟んで対向な位置」が、第2バランサの重心W2が合成重心Wxと回転軸芯に対して線対称の位置にあることを示すことが一義的に明らかであって、構成要件Cの「回転軸をはように対向して配置された」との文言がこれと同じ表現であること、本件明細とにおいてオフセット構成を「1対のアーム部それぞれの相対位置を設定することにおいてオフセット構成を「1対のアーム部それぞれの相対位置を設定することのもも首肯するに足りる。

したがって、本件考案の構成要件Cがオフセット構成を排除していることは明白である。

加えて、軸芯に沿う方向視で一定の厚み(長さ)を有する回転体であるロータについて、そのバランスを図ろうとする以上、回転時における動バランス(軸芯に直交する方向視でのバランス)を全く考慮することなく、揺動アーム等に起因するアンバランス要素の解消を図ろうとすること自体が、当業者の技術常識に反することであり、原判決が「被告各物件が、一対のアーム部を・・・オフセットさせて配置するという構成を選択したのは、ロータの回転時のバランスを取りつ重量の増加を抑えるために、ロータの構造を工夫して、部材の重量を利用して、偏重心を与え、アンバランスを抑制する方法を用いたものと理解することができる」(原判決二九頁八行目から三〇頁二行目まで)と判示するとおり、オフセット構成は、その精度は別として、本件考案のバランサと同様の目的を有する別異のアンバランス解消手段である。

このことは、「週刊釣りサンデー」平成五年一一月二八日号に掲載された「スピニングリールと振動」と題する記事(甲一五)に「設計や製造上の手法の違いにより、メーカーによってメカニズムの差はあるにせよ、ロータの回転バランスを向上させて、振動を最小限にする、という考え方はみな同じなのである。いまのところローターそのものの設計で振動を抑えようとする方法と、バランサーを配

して振動を打ち消す方法の2種類がある」(六〇頁中段一行目から一二行目まで) と記載されていることからも裏付けられる。

これに対し、被控訴人各物件は、揺動アーム等に起因するアンバランス 要素に対し、ロータの構造を工夫した(ロータそのものの設計による)アンバラン ス解消手段であるオフセット配置と、バランサを配する方法によるアンバランス解 消手段を複合的に組み合わせたものであって、それぞれの具体的な細部設計が総合 一体化した作用で、初めて完成したバランス手段として成立するものであり、控訴 人主張のように、両手段を別個独立したものととらえることは技術上無意味である。

したがって、原判決が「アーム部をオフセット配置することは、本件考案における技術思想とは別個のアンバランス解消方法として捉えられていると解するのが相当である。」と判断したことに何らの誤りもない。

2 控訴人の主張2 (均等の主張) に対する反論

控訴人は、「本件考案における『第1バランサ』及び『第2バランサ』が、構成要件上、他のアンバランス解消手段を複合的に組み合わせたものを含まず、したがって、文言上、本件考案における『第1バランサ』及び『第2バランサ』の構成が、それぞれ被控訴人各物件の『重りA』及び『重りB』と異なる部分であったとしても」、「被控訴人各物件の『重りA』及び『重りB』は、それぞれ本件考案の『第1バランサ』及び『第2バランサ』の構成と均等なものとして、被控訴人各物件は、本件考案の技術的範囲に属する」と主張する。

しかしながら、その主張は本件明細書の記載から遊離しているのみならず、オフセット等の従来のアンバランス解消手段が本件考案にとって本質的部分にかかわらない付加的構成であるとの趣旨の従来の主張を言い換えたにすぎないものであって、均等の主張として成り立たない。

さらに、本件考案のバランサに他のアンバランス解消手段を組み合わせないことは、本件考案の本質的部分を成すものであるから、控訴人の主張は失当である。

第三 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり、補正、付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第三 争点に対する判断」のとおりであるから、これを引用する。

ー 原判決の補正

- 1 原判決二二頁一行目の「【作用】欄の記載」を「【作用】欄等の記載」に、二行目から七行目の「そのため」までを「本件明細書(甲二)の考案の詳細な説明欄には、【従来の技術】欄及び【考案が解決しようとする課題】欄に、従来の技術】欄及び【考案が解決しようとする課題】欄に、従来の話部材で構成されている)等の重量により生ずる回転時のアンバランスに対し、ロータ内部等にバランサを配置する等して、軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られていなが、軸芯に直交する方向視での重量のバランスが図られていなか、ロータを回転させるとロータを傾けようとする力が作用し、その結果、例えば長期にわたる使用によりロータの支持系にガタツキが生じた場合、高速で巻取り操作をした際にロータが大きく振動し、円滑な巻取り操作が行いにくいという問題点が生じていた旨が記載された上」にそれぞれ改める。
- 2 同二四頁二行目の「より、」の次に「軸芯に沿う方向視での重量のバランスを図るとともに、」を加える。
- 3 同二四頁四行目、同二七頁一〇行目及び同三〇頁七行目の「軸芯に直交する方向視で」を、いずれも「軸芯に沿う方向及び軸芯に直交する方向の双方の方向視で」に改める。
  - 4 同二七頁五行目から九行目までを削る。
  - 5 同三一頁五行目から七行目までを削る。
  - 二 控訴人の当審における主張に対する判断
    - 1 控訴人の主張1について
- (一) 控訴人は、本件考案が、軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られるための何らかのバランス手段が用いられているものであっても、軸芯に直交する方向視での重量のバランスが図られていないので、それに加えて、さらに軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図るために第1バランサと第2バランサを設けるものであり、軸芯に沿う方向視のみのアンバランスを抑えるために重りを用い、あるいはオフセット配置するものも含む「一つの不釣合要素」に対し、第1バ

ランサと第2バランサを用い、軸芯に沿う方向視でバランスが取れるとともに、軸芯に直交する方向視においてもバランスが取れるようにしたものであるから、軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消を図って、重りを用い、あるいはオフセット配置しただけのものに、本件考案の構成に示された二つのバランサを配置して軸芯に直交する方向視をも含めたバランスを図ったものは、本件考案のアンバランス解消手段であると主張する。

しかしながら、本件明細書(甲二)の【従来の技術】欄における「従来からのスピニングリールでは、揺動アームの糸案内部は、通常では通常では、揺動アームの糸案内ののののののののののののののののののののののののののののでは、揺動ででは、揺動ででは、揺動ででは、揺動ででは、揺動ででは、揺動ででは、揺動ででは、半年の一方等と称する。」(のののの場所では、「一方のでのでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「一方のでは、「一方のである」」に、「一方のでは、「」では、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方

では、本件明細書(甲二)の【考案が解決しようとは、本件明細書(甲二)の【考案が解決しようを総合した。 このことは、本件明細書(甲二)の【考案が解決しようを認合した。 重心の回転軌跡上にバランサを設けることになり、合きになり、合きにが表生した。 ロータの外面から大きく突出する部位にバランサが位置することになり、合きにが表生した場合である。」(000、7世上ングリールにおいても、自己の配置により、長期にわたる使用でガタツキが発生した場合である。」(000、従来の記載からも明白である。右にいう「これらの不都合」とは、例の名が、ファータの支持系にガタツキが行いにくいという不都合のことであるが、これが位置する。

ては、「ロータの外面から大きく突出する部位にバランサが位置することになり、 釣糸の放出に支障を生じやすい」という欠点は有するものの、「これらの「ロータの 解消するため」の手段であるとされ、かつ、この手段を用いた後になお「ロータの 傾けようとする力」、すなわち、アンバランスが残るとはされていないのである したがって、「本件考案の目的」である「長期にわたる使用でガタツキが発生した したがって、「本件考案の目的」である「長期にわたる使用でガタツキが 場合でも、高速巻き取り時に円滑な巻き取り操作が行えるようにすること」は 一タの外面から突出する部位にバランサが位置する欠点は格別、バランス面に では、本件考案の第1バランサ及び第2バランサを配置する構成によらずと、 「揺動アーム等を総合した合成重心の回転軌跡上にバランサを設ける」手段、なまず

ス手段が含まれないことは明らかである。 そうすると、本件考案が、軸芯に沿う方向視での重量のバランスが図られるための何らかのバランス手段に加えて、さらに軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図るために第1バランサと第2バランサを設けるものであるとか、軸芯に沿う方向視のアンバランス解消を図って、重りを用い、あるいはオフセット配置したものに、本件考案の構成に示された二つのバランサを配置して軸芯に直交する方向視をも含めたバランスを図ったものが、本件考案のアンバランス解消手段であるなどの控訴人の主張は採用することができない。 なお、控訴人は、本件考案が、軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消を図ったものとは、次元の異なるアンバランス解消手段であり、軸芯に沿う方向視のみのアンバランス解消を図って、重りを用い、あるいはオフセット配置しただけのものに、本件考案の構成に示された二つのバランサを配置して軸芯に直交する方向視をも含めたバランスを図ったものは、本件考案のアンバランス解消手段であるとも主張する。

確かに、軸芯に沿う方向視での重量のバランスを図るとともに、軸芯に沿う方向視での重量のバランスを図った本件考案の構成が、一方向だけからのバランスを考慮したものに対し、これと直交する別方向からのバランスをも考慮したという意味で、いわば次元の異なるアンバランス解消手段であると表現することもできるが、従前のものと比べ、解消しようとするアンバランスを見る方向が新たに加わったからといって、そのアンバランス解消手段が、当然に従前のバランス手段に別のバランス手段を付け加えたものとなるわけではないことは、前示したところから明らかである。

(二) 控訴人は、本件明細書(甲二)の【考案が解決しようとする課題】欄の記載(0006~0007欄)を引用して、本件明細書において、オフセット配置することが、スピニングリールのアンバランスを完全に解消する方法とされているわけではなく、この場合にも、長期の使用によるガタツキによって巻取り操作の際にロータが大きく振動するという本件考案が解決しようとする課題を有しているとが示されており、本件考案が、この場合も含めた「これらの不都合」を解決にる手段であることが記載されているのであって、オフセット配置する方法で軸芯に沿う方向視での重量のバランスを図っているものについて、「軸芯と直交する配置での重量のバランスを図る」ために、さらに第1バランサと第2バランサを配置したものも、本件考案の技術思想を用いていると主張する。

しかしながら、オフセット配置したものに本件考案の構成に示された二のが、本件考案のアンバランス解消手段であるとの主張が採用しまるはるは、本件考案のアンバランス解消手段であるとの主張が採力とはするにします。なく、なり、本件考案が解決している方法とはいるにはないである。すなわち、本件のではなる方法とはいうであるというではなるが、スピニングリールのアンバランスを完全に解消よるであるにはいるではなく、この場合にも、長期の使用によるがようで表すしていましてが、スピニングリールのでは、まる方法を向していまりにより、本件考案が解決していまり、とびであるには、空間には、ないまでのでは、ないまでの場合には、であるのである。からは、であるのである。からは、であるないのでのは、ないまでのは、ないまでである。からないまでである。とは、では、からないまでである。とは、では、からないまでは、カンドでは

そして、アンバランス解消手段としてみた場合に、前示(前記一の2による付加後の原判決二三頁一一行目から二四頁三行目まで)のとおり、本件考案は、「第1バランサ」と「第2バランサ」を合理的に配置することにより、軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図るとともに、軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図るとともに、軸芯に直交する方向視での重量のバランスを図り、回転時のアンバランスを抑えて円滑な巻き取り操作が行える抑制にしたもの、すなわち、バランサを設けることにより回転時のアンバランスを抑制にようとするものであるのに対し、オフセット配置は、ロータの構造を工夫し、おりてものである。

したがって、控訴人の右主張は採用し難い。

(三) 控訴人は、原判決が、本件明細書に記載されている唯一の実施例に関する記載を引用して「専ら、第1バランサ及び第2バランサの合理的な配置によって、ベール、揺動アーム及びラインローラの重量に起因するアンバランスを解消しようとする技術思想が開示されている」とした認定判断を非難するが、右部分の認

定判断が、第1バランサ及び第2バランサの技術的意義を検討し、本件考案の技術 思想を明らかにするために、実施例に関する記載を参考としたにすぎず、本件考案 が実施例に限定されるとの趣旨に出たものでないことは、その判示自体によって明 らかである。

(四) なお、念のため付言するに、審決取消訴訟判決(甲二四)の判示にも、以上の認定判断に反する部分は見当たらない。

(五) そうすると、原判決が、本件考案の構成要件 I における「第 1 バランサ」及び構成要件 J における「第 2 バランサ」は、相互の合理的な配置によって回転時のアンバランスを抑えるための重りを指すというべきであって、他のアンバランス解消手段と組み合せた場合の重りを含まないと解すべきであるとしたことにりはなく、したがって、「回転時のアンバランスを解消するために、『重り A』、『重り B』、『重り B』の配置を工夫することによって解消する手段、及び、一対のアーム部を軸芯方向視で非対称位置に配置することによって解消する手段の両者を、複合的に組み合せた」被控訴人各物件における「『重り A』及び『重り B』は、いずれも、それぞれ構成要件 I の『第 1 バランサ』及び構成要件 J の『第 2 バランサ』に該当しない」としたことにも誤りはない。

2 控訴人の主張2 (均等の主張) について

控訴人は、予備的に、被控訴人各物件の「重りA」及び「重りB」が、それぞれ本件考案の「第1バランサ」及び「第2バランサ」の構成と均等なものとして、被控訴人各物件が本件考案の技術的範囲に属すると主張するところ、その主張の根拠は、本件考案の構成要件I及びJに、「前記重り1(第1バランサ)は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていないものであり、」(I2)及び「前記重り2(第2バランサ)は、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていないものである」(J2)という消極的構成要件を付加し、本件考案が、構成要件I2、J2の各構成を有する点において、被控訴人各物件と異なるものであるとした上で、当該構成要件I2、J2の部分が本件考案において非本質的部分であるとするものである。

そして、控訴人主張のように、第1バランサ及び第2バランサが「他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わされていない」ことを本件考案の消極的構成要件とし、当該消極的構成要件の部分が、被控訴人各物件と異なるものであり、かつ、本件考案において非本質的部分であるとすることは、結局のところ、本件考案の第1バランサ及び第2バランサと同様の重心位置となるよう配置されたバランサ(重り)を、他のアンバランス解消手段と複合的に組み合わせることが本件考案にとって単なる付加的構成であるとする主張の構成を、均等の主張の構成に移し替えたにすぎないから、そのことにかんがみれば、控訴人主張の構成要件 I 2、J 2の部分が本件考案において非本質的部分であるとすることはできないというべきである。

したがって、その余の点につき判断するまでもなく、被控訴人各物件の

「重りA」及び「重りB」が、それぞれ本件考案の「第1バランサ」及び「第2バランサ」の構成と均等なものとして、被控訴人各物件が本件考案の技術的範囲に属する旨の控訴人の予備的主張は採用することができない。

三 結論

## 東京高等裁判所第一三民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 石
 原
 直
 樹

 裁判官
 宮
 坂
 昌
 利